社会保険の手続きはオンラインサービスをご利用ください

業務効率化やコスト削減など、メリットがたくさんあります!

オンラインサービスの種類

事業主の皆さまへ

電子申請

○資格取得届や算定基礎届等の社会保険(健康) 保険・厚生年金保険)手続きを、e-Govやマイ ナポータルを使って、オンラインで申請・届 出できるサービスです。

○主要な届出※の電子申請割合は、令和5年度末 に70%になりました。



オンライン事業所年金情報サービス

○毎月の社会保険料額や被保険者データ等の各種 情報・通知書をオンラインで受け取れるサービ スです。

<受け取れる情報>

保険料関係の情報・通知書

- · 社会保険料額情報 月末に納付する社会保険料の見込額の情報
- ·保険料納入告知額·領収済額通知書

当月の口座振替額と前月の領収額をお知らせする通知書

 その他情報 保険料増減内訳書や賞与保険料算出内訳書等の情報

電子申請に活用可能な情報

 ・被保険者データ 社会保険に加入している従業員等の情報。「届書作成プロ グラム」に取り込むことで、簡単に届書を作成可能

e-Gov:デジタル庁が運営する総合的な行政ポータルサイトです。

マイナポータル:デジタル庁が運営する、行政手続きの検索・電子申請などをワンストップで行うことができるサービスです。

メリットがたくさんあります



Japan Pension Service

オンラインサービスの利用方法



被保険者データの C D による提供サービスが3月末で終了します

○希望した事業主の方に被保険者データを収録したCDを郵送するサービスが、令和7年3月末を もって終了します。同じ内容の電子データをオンラインで受け取ることができる、オンライン事 業所年金情報サービスに切り替えをお願いします。

○オンライン事業所年金情報サービスは、現在GビズIDをお持ちの事業主の方のみ利用できますが、
 令和7年1月から、①電子証明書をお持ちの事業主の方、②社会保険事務を受託している社会保険
 険労務士の方も利用可能とする予定です。

登録方法や操作にお困りの場合は日本年金機構ホームページをご覧ください

○日本年金機構のホームページには、おおまかな手続きの手順がわかる動画や、操作手順の詳細を記載したガイドブックを掲載していますので、ぜひご活用ください。



電子申請・オンライン事業所年金情報サービスの利用に関するお問い合わせはお電話でも承ります ねんきん加入者ダイヤル(日本年金機構「電子申請・電子媒体申請」照会窓口)0570-007-123(ナビダイヤル)→「2番」をお選びください ※ 050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6837-2913→「2番」をお選びください 〈 受付時間 〉 月~金曜日:8:30~19:00 / 第2土曜日:9:30~16:00 ※第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29~1/3はご利用いただけません。 <u>「ねんきんネット」</u>は、 スマートフォン等から ご自身の年金情報を手軽に 確認できるサービスです。

マイナポータルとの連携で「ねんきんネット」はもっと便利に!

「ねんきんネット」を使って以下のことができます

ーパーレスで

- ご自身の年金記録の確認
- 将来の年金見込額の試算
- 「ねんきん定期便」や各種通知書の確認
- 納付書によらない納付
- 持ち主不明の年金記録の検索 など

ねんきん太郎 「ねんきんネット」マスコット

利用者数

突破!

マイナポータルとの連携で以下の機能が利用できます

- 国民年金保険料口座振替の申出
- 扶養親族等申告書の電子申請
- 確定申告・年末調整に必要な書類の電子送付 など



マイナちゃん マイナンバーPRキャラクター



さらに!/

「年金の日」とは

厚生労働省では、「国民お一人お一人、「ねんきんネット」等を 活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、 11月30日(いいみらい)を「年金の日」としました。





「ねんきんネット」ではこんなことができます

「ねんきんネット」は、マイナンバーカードをお持ちでない方も利用できます

ご自身の年金記録の確認

月別の年金記録や国民年金・厚生年 金の加入状況など、ご自身の年金記録 を一目で確認できます。

国民年金

加入月数、各月の納付状況(免除制度、学生納付特例制度、 納付猶予制度の適用期間など)、追納できる月と金額 等

厚生年金保険

加入月数、標準報酬月額・標準賞与額、お勤め先の名称 等

~記録確認画面のイメージ~

年度 (年齢)	加入 制度	お勤め先の 名称等	加入 月数	1年間の 保険料納付額	年金見込額 (年額)
A 100 mm					
令和3年度 (40歳)	国年	第1号被保険者	7月	000,000円	-
令和4年度 (41卷)	国年	第1号被保険者	12月		_
(41扇)					
令和5年度 (42歳)	厚年	AAA株式会社	12月	000,000円	●●●,●●●鬥

将来の年金見込額の試算

ご自身でさまざまな条件を設定することで、将来受け取る老齢年金の見込額を 試算できます。

- 「かんたん試算」では、現在と同じ条件で、60歳まで年金制度に 加入し続けるという条件を自動設定して、素早く見込額を試算する ことができます。
- 「詳細な条件で試算」では、今後の働き方や、年金の受給開 始年齢などの条件を設定して詳細な条件で試算することが できます。
- ・年金受給開始年齢、各年齢の年金見込額などを表やグラフ でも表示しています。



「ねんきん定期便」や各種通知書の確認

「ねんきん定期便」や各種通知書が 確認できます。

- 電子版「ねんきん定期便」
- 年金振込通知書
 公的年金等の源泉徴収票
- 年金額改定通知書 年金支払通知書
- 年金決定通知書·支給額変更通知書
- 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

ペーパーレスでエコ!!

電子版「ねんきん定期便」をご利用ください

電子版「ねんきん定期便」は、紙の「ねんきん定期便」より 1か月程度早く確認でき、PDFのため保存に場所を取ら ず便利です。また、環境にやさしいペーパーレス化推進に も繋がります。ぜひ「ねんきんネット」から「ねんきん定期 便」のペーパーレス化をご登録ください。

ほかにもさまざまな便利な機能があります!

納付書によらない納付

前月分以前の国民年金保険料は納付書がなくても、「ねんきんネット」で納付できます。

持ち主不明記録の検索

氏名、性別、生年月日が一致する持ち主不明の年金記録が検索できます。パソコンのほか、スマート フォンでも検索できるようになりました。

【別添2】

「マイナポータル」と「ねんきんネット」を連携してさらに便利に!

マイナポータルと「ねんきんネット」を連携することでさまざまな機能が利用できます





その他オンラインでできるお手続き

- ・付加保険料に関する電子申請・老齢年金請求の電子申請
- ・国民年金保険料産前産後免除に関する電子申請
- ・国民年金資格取得届の電子申請
- ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書の電子申請
- ・国民年金保険料学生納付特例申請書の電子申請 など



詳しくは日本年金機構ウェブサイトへ

ねんきんネット Ø https://www.nenkin.go.jp/n net/

回る

その他ご不明点は よくある一般的なお問い合わせに自動でお答えする「相談チャット総合窓口」が、24時間いつでも対応 相談チャットへ しています。日本年金機構ホームページのトップ画面「相談チャット総合窓口」からアクセスしてください。



	月曜日**1	8:30 ~ 19:00
受 付 時 間	火~金曜日	8:30 ~ 17:15
	第2土曜日※2	9:30 ~ 16:00

※1 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで受け付けます。 ※2 第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29~1/3はご利用いただけません。

国民年金に加入中の方、国民年金に加入される方へ

【別添3】 マイナポータルから スマホで 国民年金手続の電子申請ができます



日本年金機構 Japan Pension Service



本人情報の入力(マイナンバーカードを読み取り、申請に必要な内容を入力する)

 ● 4桁のパスワード(券面事項入力補助用)を入力のうえ、スマートフォンの裏面に マイナンバーカードをかざして読み取る(本人情報を自動入力)

❷ 入力画面の案内に従い、申請に必要な内容の選択および入力

申請に必要な「氏名(漢字)」、 「生年月日」、「住所」などは 自動入力されます!

手続の種別	申請に必要な内容の選択および入力事項			
- 101071E03	(被保険者情報)	(申)	請情報)	
国民年金保険料 免除・納付猶予の申請	-	申請年度		
国民年金保険料 学生納付特例 の申請		申請期間、学校の名称、学校の所在地、在学予定期間、学 生の区分、添付書類(学生証等)		
資格取得 (種別変更) 届	氏名(カタカナ) 電話番号種別(携帯電話 等) 電話番号	資格取得(種別変更)該当年月日		
付加保険料納付(辞退) 申出	郵便番号	申出年月日		
付加保険料納付該当(非該当)届		該当年月日(農業者年金の 資格取得日) 非該当年月日(農業者年金の 資格喪失日)		
産前産後免除該当届		出産(予定)年月日		

入力内容を確認(入力内容を確認し、電子申請する)

入力内容を確認し「**次へ**」をタップし、「**申請する**」をタップ

送信完了が表示されたら「電子申請」は完了

ご不明な点等ございましたら、以下をご覧ください。 ■ホームページで確認 ■お電話で確認(ねんきん加入者ダイヤル)

国民年金 電子申請 検索

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/ denshi_kokunen.html



0570-003-004 050から始まる電話でおかけになる場合は

受 月曜日~

時

間

- 月曜日~金曜日:午前8時30分~午後7時
- 付 第2土曜日:午前9時30分~午後4時
 - ※土曜日、日曜日、祝日(第2土曜日を除く)、 12月29日~1月3日はご利用いただけません

◎「大切なお知らせ」で提出が必要となった方がご覧ください。

[^{令和7年分]【継続】} <u> 扶養親族等申告書</u>作成と提出の手引き 【電子申請で提出する場合】

マイナンバーカードで本人確認を行い、マイナポータルとねんきんネットを連携すると、扶養親族等申告書が スマートフォンやパソコンで電子申請できます。電子申請なら**24時間提出でき、紙の申告書を郵送する手間も** 切手代も不要です。是非ご利用ください。

紙の申告書による提出を希望される場合は、別紙【紙の申告書を提出する場合】をご覧ください。

【利用上の注意】

スマートフォン(※)と年金受給者ご本人のマイナンバーカードをご用意ください。 マイナンバーカードに『署名用電子証明書パスワード(英数字6桁~16桁)』の事前設定が必要です。 パスワードを未設定またはお忘れの場合は、お住まいの市区町村にお問い合わせください。 (※)パソコンからも手続き可能です。パソコンで手続きするためには、マイナンバーカードの読取装置が必要です。





マイナポータルとねんきんネットの連携

扶養親族等申告書の電子申請のためには、マイナポータルの利用者登録を行い、ねんきんネットとの連携手続き が必要です(事前に手続きを行っている場合は不要です)。





マイナポータルからねんきんネットにログイン

- ① マイナポータルにログインした状態で、 トップ画面の ○ 年金 を選択。
 - ▶「年金」の画面が表示されます。
- ② 年金を請求する方・年金を受給している方
 の手続き(ねんきんネット)を選択。
 - ▶ ねんきんネットの「届書の選択」画面が表示 されます。

1		2	
	わたし <u>自治体を設定</u> <u>お</u>	С Д щ5t	年金
		_ _	年金記録の確認
	登録状況の確認 公金受取口座と健康保険証の登録状況を確認できま マイナンバーカード関連のよくある質問 2	ます	ねんきんネットで年金記録を確認する 🛛
	確認		年金の手続き
-	おかね 命 - 小会受助口座		国民年金に加入する方・加入中の方の う続き
	□ A = 2 × 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1		年金を請求する方・年金を受給してい 区 る方の手続き(ねんきんネット)
		J	通知書のペーパーレス化(ねんきん 🌒

3

(4)

※「ログイン(リセット要求)」が表示された場合 ねんきんネットにログインした後、何らかの操作の途中でマイナポータルの画面からもう一度ねんきん ネットに入ろうとした場合や、「×」ボタンをタップしてウィンドウを閉じた場合など、ねんきんネットから 正常にログアウトされていない場合があります。 その場合、再度ねんきんネットにログインすると、「ログイン(リセット要求)」画面が表示されます。画面 右上の「ログアウト」ボタンを選択してログアウトし、再度①からやり直してください。

③「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」について、
 ● 届書を作成するを選択。

▶「控除を受ける年金」を選択する画面が表示されます。

④ 扶養親族等申告書の提出を行う年金^(※)を選択し、
 ● 作成する を選択。

※扶養親族等申告書の提出が可能な年金が複数ある場合は、 2段で表示されます。

▶「申告書の作成」画面が表示されます。

≡ ×==-	籭 ねんきん	ネット
🧾 申請する届	書を選択する	
●年金を請求	する方・年金を受給してい	る方の手続き
年金請求書(田	民年金・厚生年金保険老舗	離給付)
受給開始年齢に追	し、老齢年金を受け取る権利	が発生した方が、年金を受け取
四时中亚谷(0)3	粘石(0)伏寶親族守中古首	
	住金から源泉徹辺される所得	親について、各種控除を受ける
受給している老舗 めにご提出いただく	書類です。	
受給している老舗 めにご提出いただ。 受給者ご本人、封 とする方は提出して	書類です。 義している配偶者、扶養親修 ください(申告書の提出が必	に関する所得税の控除を受けよ >要かどうかは > ごちら (P でご)
受給している老舗 めにご提出いただく 受給者ご本人、打 とする方は提出して ください)。	書類です。 義している配偶者、扶養親雄 ください(申告書の提出が必	に関する所得税の控除を受けよ 要かどうかは > <u>こちら</u> ロ でご
受給している老舗 めにご提出いただく 受給者ご本人、打 とする方は提出して ください)。	書類です。 適している配偶者、扶養親親 ください(申告書の提出が必) 届書を作成	に関する所得税の控除を受けよ 要かどうかは、ごちら、ロマご

	厳 ねんきん	しネット	-) 097*
公的年金(等の受給者の扶養親族	等申告書を作成する(4	∓金の
	手金		
控除の対象とな 【作成する】を押 控除の対象とな <u> こちら</u> □ で確	る年金を表示しています してください。 る年金が複数の行で表示 &できます。	。控除を受ける年金を選択 されている場合の提出方法	いて、 は、
選択	対象年	受給している年金の	種類
0	令和7年分	老爺基礎・厚生年金	
単一 明書 パスウ 合わせください。	にはマイナンバーカー 女字6桁~16桁)が必 定またはお忘れの場合	ドに設定されている <mark>署名用</mark> 要となります。 は、お住まいの市区町村に	電子算 お問い
国外に居住して は、電子申請は利	いる配偶者や扶養親族に 用できません。紙の申告	関する控除を受けようとす 書の提出をお願いします。	る場合
	● 作成	ta Am	
		\sim	



🍘 ねんきんネッ

(7)



(7) 申告内容を最終確認。

提出完了提出した扶養親族等申告書の確認



- ・「要再申請」:申請を受け付けましたが、申請に不備があり、再申請が必要です。詳細画面から再申請画面に 進むことができます。
- ・「処理中」: 受け付けした申請を日本年金機構において内容の確認等処理を行っているところです。「完了」 になるまでお待ちください。完了するまでお時間がかかる場合がありますのでご了承ください。



3

- ③「申請済みの届書を確認する」の
 ●確認するを選択。
- ④「申請済みの届書一覧」の確認する扶養 親族等申告書の ▶照会 を選択。

▶申告内容の詳細が表示されます。
⇒修正して再提出する場合は、画面下部の
●申告内容を修正し再提出する を選択。





用語等の説明(概要)

1.「控除対象となる配偶者」の要件

受給者本人と生計を一にする配偶者(法律婚に限る)で、年間所得の見積額が以下に該当する方が対象です。 配偶者の収入が「年金のみで65歳以上の場合158万円以下、または65歳未満の場合108万円以下の年金額」の場合 は配偶者の所得は「48万円以下」に該当します。

< 2 記偶者控除等(源泉徴収時)の要件>

		配偶者所得		
		48万円 以下	48万円 超~ 95万円 以下	95万円超
本人記	900万円以下	配偶者控除 老人配偶者控除 障害者控除	配偶者特別控除 (※1)	
川得	900万円超	障害者控除 (※2)	控除対象外 (※ 3)	

※1:配偶者が70歳以上または障害者の場合であっても、控除額の加算はありません。

※2:配偶者が障害者でない場合には、控除の対象外です。

※3:上記以外の場合でも、本人所得が1,000万円以下、配偶者所得が133万円以下の場合には、確定申告を行うことで、 配偶者(特別)控除が受けられます。詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

2.「控除対象となる扶養親族」の要件

受給者本人と生計を一にする親族で、年間所得の見積額が48万円以下の方が対象です。48万円を超える場合は 所得控除の対象外です。16歳未満の扶養親族は所得控除の対象外ですが、障害者に該当する場合は障害者控除を 受けることができます。

3.「普通障害者」・「特別障害者」とは

所得税法上の障害者は、その障害の程度により、「普通障害者」と「特別障害者」に区分されます(障害年金の等級と は一致しません)。代表的な例は次のとおりです。その他については電子申請の入力画面から『日本年金機構ホーム ページ』をご覧いただくか、年金事務所または税務署にお尋ねください。

障害の内容	1.普通障害者	2.特別障害者
精神に障害がある方で精神障害者 保健福祉手帳の交付を受けている方	右の等級以外の方	精神障害者保健福祉手帳の障 害の等級が1級の方
身体上の障害がある方で身体障害者手帳 の交付を受けている方	障害の程度が3級から 6級の方	障害の程度が1級または 2級の方

4.「寡婦」・「ひとり親」とは

受給者本人が現在結婚をしていない方、または配偶者の生死が明らかでない方で、以下の条件に該当する方です。

本人の所得	受給者本人 の性別	扶養親族等の要件	配偶者との関係(※3)	控除の区分
	男性	子 ^(※2) がいる	死別・離婚・生死不明 婚姻歴なし	ひとり親
500万円以下	9以下 1)	子 ^(※2) がいる	死別・離婚・生死不明 婚姻歴なし	ひとり親
(※1)		扶養親族がいない	死別·生死不明	寡婦
		子以外の扶養親族がいる	死別·離婚·生死不明	寡婦

※1:500万円を超える所得がある方は所得税の控除対象になりませんが、退職所得を除くと500万円以下となる場合は、 地方税の控除対象となります。地方税の控除に該当する場合は「退職所得を除くと要件に該当する」にチェックしてください。

※2:他の方の同一生計配偶者・扶養親族になっておらず、受給者本人と生計を一にする所得額48万円以下の子に限ります。 48万円を超える所得がある子は所得税の控除対象になりませんが、退職所得を除くと48万円以下となる場合は、 地方税の控除対象となります。地方税の控除に該当する場合は「退職所得を除くと要件に該当する」にチェックしてください。

※3:住民票の続柄欄に「夫(未届)」「妻(未届)」、またはこれらと同様の記載がある場合を除きます。

「年間所得の見積額」の計算方法

所得の見積額は、収入から控除額等を差し引いたものです。

控除額は所得の種類ごとに計算方法が異なります。複数の収入がある方は、種類ごとの所得の見積額を計算し、その金額 を合計した額が所得金額となります。公的年金、給与以外の所得の計算方法等、詳しくは国税庁のホームページをご確認 いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

1. 収入が公的年金等の場合の計算方法

「その年に受け取る年金額(A)」-「公的年金等控除額」=「公的年金等にかかる雑所得の金額」

公的年金等とは、厚生年金保険、国民年金、共済組合、恩給、厚生年金基金、国民年金基金などです。 「受け取る年金額」とは、社会保険料などが控除される前の合計年金額です。障害年金、遺族年金は非課税所 得のため、所得の見積額には含みません。「公的年金等控除額」は年金以外の所得額、年齢、受け取る年金額 に応じて異なります。

●収入が公的年金等のみ、または公的年金等以外の所得が1,000万円以下である場合 の公的年金等控除額

年金を受け取る人の 年齢 その年に受け取る年金額(A)		公的年金等控除額			
65歳以上	330万円以下	110万円			
(昭和36年1月1日 」 以前生まれ)	330万円超 410万円以下	(A)×25% + 27万5千円			
65歳未満	130万円以下	60万円			
(昭和36年1月2日 以後生まれ)	130万円超 410万円以下	(A)×25% + 27万5千円			

●公的年金等以外の収入がある場合は、上記で計算した公的年金等の所得の見積額と、その他の収入の所得額を 合算した金額が年間所得の見積額となります(年金額が410万円を超える場合や、公的年金等以外に1,000万円 を超える所得がある場合の計算式は『日本年金機構ホームページ』等をご確認ください)。

2. 収入が給与の場合の計算方法

「給与の収入金額(B)」-「給与所得控除額」-「所得金額調整控除額」=「給与所得の金額」

(1)給与所得控除額

給与所得控除額は、下表のように給与の収入金額に応じて異なります。

給与の収入金額(B)	給与所得控除額	給与の収入金額(B)	給与所得控除額	
162万5千円以下	55万円	360万円超 660万円以下	(B)×20% + 44万円	
162万5千円超 180万円以下	(B)×40%- 10万円	660万円超 850万円以下	(B)×10% + 110万円	
180万円超 360万円以下	(B)×30% + 8万円	850万円超	195万円	

(2)所得金額調整控除額

下記①または②に該当する場合は、給与所得から「所得金額調整控除額」が控除されます。

①公的年金等所得と給与所得があり、合計した所得額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額 = **年金所得額**^(※) + 給与所得控除後の給与等の額^(※)-10万円 ※10万円を超える場合は10万円

②給与収入が850万円を超え、以下のいずれかに該当する場合

・本人が特別障害者に該当する。

・特別障害者に該当する同一生計配偶者または扶養親族がいる。

・23歳未満の扶養親族がいる。

所得金額調整控除額 = (給与の収入金額^(※) - 850万円) × 10% ※1,000万円を超える場合は1,000万円

8

◎「大切なお知らせ」で提出が必要となった方がご覧ください。

[令和7年分]【新規】 扶養親族等申告書 作成と提出の手引き 【電子申請で提出する場合】

マイナンバーカードで本人確認を行い、マイナポータルとねんきんネットを連携すると、扶養親族等申告書が スマートフォンやパソコンで電子申請できます。電子申請なら**24時間提出でき、紙の申告書を郵送する手間も** 切手代も不要です。是非ご利用ください。

紙の申告書による提出を希望される場合は、別紙【紙の申告書を提出する場合】をご覧ください。

【利用上の注意】

スマートフォン(※)と年金受給者ご本人のマイナンバーカードをご用意ください。 マイナンバーカードに『**署名用電子証明書パスワード**(英数字6桁~16桁)』の事前設定が必要です。 パスワードを未設定またはお忘れの場合は、お住まいの市区町村にお問い合わせください。 (※)パソコンからも手続き可能です。パソコンで手続きするためには、マイナンバーカードの読取装置が必要です。





マイナポータルとねんきんネットの連携

扶養親族等申告書の電子申請のためには、マイナポータルの利用者登録を行い、ねんきんネットとの連携手続き が必要です(事前に手続きを行っている場合は不要です)。





マイナポータルからねんきんネットにログイン

- マイナポータルにログインした状態で、
 トップ画面の ☆ 年金 を選択。
 - ▶「年金」の画面が表示されます。
- ② 年金を請求する方・年金を受給している方
 の手続き(ねんきんネット)を選択。
 - ▶ ねんきんネットの「届書の選択」画面が表示 されます。

1			2	
	わたし <u>自治体を設定</u>	户 ^{お知らせ}		年金
				年金記録の確認
	登録状況の確認 公金受取口座と健康保険証の登録状況を確 <u>マイナンバーカード関連のよくある質問</u> [龍忍できます 2		ねんきんネットで年金記録を確認する 🛛
ıl	確認			年金の手続き
-	おかね		'	国民年金に加入する方・加入中の方の 手続き
	□ 公並受取口座 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □			年金を請求する方・年金を受給してい 区 る方の手続き(ねんきんネット)
	@ 税			通知書のペーパーレス化(ねんきん くう ネット)

※「ログイン(リセット要求)」が表示された場合 ねんきんネットにログインした後、何らかの操作の途中でマイナポータルの画面からもう一度ねんきん ネットに入ろうとした場合や、「×」ボタンをタップしてウィンドウを閉じた場合など、ねんきんネットから 正常にログアウトされていない場合があります。 その場合、再度ねんきんネットにログインすると、「ログイン(リセット要求)」画面が表示されます。画面 右上の「ログアウト」ボタンを選択してログアウトし、再度①からやり直してください。

③「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」について、
 ● 届書を作成するを選択。

▶「控除を受ける年金」を選択する画面が表示されます。

④ 扶養親族等申告書の提出を行う年金^(※)を選択し、
 ● 作成する を選択。

※扶養親族等申告書の提出が可能な年金が複数ある場合は、 2段で表示されます。

▶ 「申告書の作成」画面が表示されます。

	🏟 ねんきんネット
🧧 申請する届	書を選択する
●年金を請求	する方・年金を受給している方の手続き
年金請求書(匡	民年金・厚生年金保険老爺給付)
受給開始年齢に違	(し、老爺年金を受け取る権利が発生した方が、年金を受)
公的年金等の受	給者の扶養親族等申告書
公的年金等の受受給している老舗	給者の扶養親族尊申告書 作会から選集戦役される所得税について、各種投除を受け
公的年金等の受 受給している老崎 めにご提出いただく 受給者ご本人、扶 とする方は提出して	給省の扶養親族等中告書 年会から遠景東収される所得知(こついて、含硼塑除を受け 書詞です。 義している記得書、扶養知に同する所得知の想除を到 ください(作者の明知が返費かどう知らえこちらつで
公的年金等の受 受給している考問 めにご提出いただく 愛給者ご未ん、拼 とする方は提出して ください)。	総省の扶養親族等中告書 年金から選択教でする所得税について、各種投除を受け 書類です。 奥している秘密者、お養親族に勝する所得税の投除を受い ください(中告書の現出が必要かどうかは > こちらして
公的年金等の受 受給している老師 めにご提出いただく 契給者ご本人、持 となった規則して ください)。	総者の扶養親族等中告書 体合から現象域をする所得税について、各種投除を実け 書類です。 通知でいる名類に非規模に同ずの所物の力能を對 ください(仲含書の提出が必要かどうかは、こちらって ・ 日書を作成する





⑦ 申告内容を最終確認。

申告内容に間違いがなければ、画面下部の ●申告書を提出する を選択。

▶「電子署名の付与」画面が表示されます。

間違いがある場合は <

● 申告内容を修正する を選択し、

入力のページに戻る。

※エラー表示がされた場合

●申告書を提出する を選択すると、マイナポータルのアプリが起動します。その際に、「ブラウザ拡張のインストールが必要です」等のエラーメッセージが表示される場合があります。 その場合は、ブラウザ用のマイナポータルアプリをインストールし、ブラウザの設定で「拡張機能」を有効にしてください。 それでも解決しない場合は、マイナポータルのQ&A等をご確認ください。

ステップ3 電子署名を付与(提出の完了)



⑧ 年金受給者ご本人のマイナンバーカードと署名用電子証明書の 竃 ねんきんネッ パスワード(英数字6桁~16桁)を用意し、 O /FER ▶ ②確認 ●電子署名を付与する を選択。 マイナンバーカードを使い電子署名を付与する ▶マイナポータルの「パスワード入力」の画面が表示されます。 注意:提出はまだ完了していません 【電子署名を付与する】を押して、署名用電子証明書バスワードを入力し ください。その後、画面の表示に従ってマイナンバーカードを端末にかさ 、てください。 ・ 署名用電子証明書パスワードとは、マイナンバーカードを受け取った際に)用者様自身が設定した<mark>英数字6~16桁のパスワードです。(4桁のパス</mark> ⑨ マイナポータルの画面の案内に従って、 利用者様自身が設定した英数字6〜16桁のパ ワードではありませんのでご注意ください。) 署名用電子証明書のパスワードを入力。 スマートフォンの裏側に年金受給者ご本人の マイナンバーカードをかざして読み取る。 (10) ※パソコンの場合は読取装置でマイナンバーカードを読み取る。 (産) ねんきんネッ これで扶養親族等申告書の提出は完了です。 ①作成 ▶ ②確認 3署名 提出が完了した旨が画面に表示されます。 [] 提出完了 ※マイナポータルにメールアドレスを登録しておくと、申請を受け付けた際 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出が完了しました や申請の処理が完了した際に、状況が更新された旨がメールで通知 申告された内容に基づき、申告書対象年の2月以降にお支払いする年金から 逗泉徴収する所得物額の計算を行います。
申告された内容と返泉徴収した所得税額は、返泉徴収した年の翌年1月に送
付する「公的年金等の返泉徴収票」に記載します。 されます。 ■源泉徴収票の電子送付のご案内 「公約年金等の透泉微収買」はマイナポータルにおいて電子データで受け 取ることができ、e-Taxを利用した確定性性に利用できます。電子データで 受け取る手続きは、> <u>「透知曲のペーパーレス化」</u>ごから行うことができ ますので、是形ご利用ください。 電子申請で提出した場合、翌年は紙の申告書は送付せず、マイナポータルの お知らせのみを送信します。紙の申告書の送付を希望される場合は、ねんきん ネットの「通知書のペーパーレス化」から変更できます。詳しくは日本年金機構 ④ ねんきんネット (トップページ) へ戻る のホームページをご覧ください。 ・④ 電子申請メニューへ戻る
 ・●
 ・●
 ・●
 ・●
 ・●
 ・●
 ・●
 ・●
 ・●
 ・●
 ・●
 ・●
 ・●
 ・●
 ・●
 ・●
 ・●
 ・●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●
 ●

Δ

提出完了提出した扶養親族等申告書の確認



- ・「要再申請」: 申請を受け付けましたが、申請に不備があり、再申請が必要です。詳細画面から再申請画面に 進むことができます。
- ・「処理中」: 受け付けした申請を日本年金機構において内容の確認等処理を行っているところです。「完了」 になるまでお待ちください。完了するまでお時間がかかる場合がありますのでご了承ください。



- ③「申請済みの届書を確認する」の
 ●確認するを選択。
- ④「申請済みの届書一覧」の確認する扶養 親族等申告書の ▶照会 を選択。

▶申告内容の詳細が表示されます。
⇒修正して再提出する場合は、画面下部の
▶申告内容を修正し再提出する を選択。



用語等の説明(概要)

1.「控除対象となる配偶者」の要件

受給者本人と生計を一にする配偶者(法律婚に限る)で、年間所得の見積額が以下に該当する方が対象です。 配偶者の収入が「年金のみで65歳以上の場合158万円以下、または65歳未満の場合108万円以下の年金額」の場合 は配偶者の所得は「48万円以下」に該当します。

< 配偶者控除等(源泉徴収時)の要件>

		■ 配偶者所得		
		48万円 超~ 95万円 以下 95万円 以下		
本人	900万円以下	配偶者控除 老人配偶者控除 障害者控除	配偶者特別控除 (※1)	
川 得	900万円超	障害者控除 (※ 2)	控除対象外 (※ 3)	

※1:配偶者が70歳以上または障害者の場合であっても、控除額の加算はありません。

※2:配偶者が障害者でない場合には、控除の対象外です。

※3:上記以外の場合でも、本人所得が1,000万円以下、配偶者所得が133万円以下の場合には、確定申告を行うことで、 配偶者(特別)控除が受けられます。詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

2.「控除対象となる扶養親族」の要件

受給者本人と生計を一にする親族で、年間所得の見積額が48万円以下の方が対象です。48万円を超える場合は 所得控除の対象外です。16歳未満の扶養親族は所得控除の対象外ですが、障害者に該当する場合は障害者控除を 受けることができます。

3.「普通障害者」・「特別障害者」とは

所得税法上の障害者は、その障害の程度により、「普通障害者」と「特別障害者」に区分されます(障害年金の等級と は一致しません)。代表的な例は次のとおりです。その他については電子申請の入力画面から『日本年金機構ホーム ページ』をご覧いただくか、年金事務所または税務署にお尋ねください。

障害の内容	1.普通障害者	2.特別障害者
精神に障害がある方で精神障害者 保健福祉手帳の交付を受けている方	右の等級以外の方	精神障害者保健福祉手帳の障 害の等級が1級の方
身体上の障害がある方で身体障害者手帳 の交付を受けている方	障害の程度が3級から 6級の方	障害の程度が1級または 2級の方

4.「寡婦」・「ひとり親」とは

受給者本人が現在結婚をしていない方、または配偶者の生死が明らかでない方で、以下の条件に該当する方です。

本人の所得	受給者本人 の性別	扶養親族等の要件	配偶者との関係 ^(※3)	控除の区分
500万円以下 (※1)	男性	子 ^(※2) がいる	死別・離婚・生死不明 婚姻歴なし	ひとり親
	女性	子 ^(※2) がいる	死別・離婚・生死不明 婚姻歴なし	ひとり親
		扶養親族がいない	死別·生死不明	寡婦
		子以外の扶養親族がいる	死別·離婚·生死不明	寡婦

※1:500万円を超える所得がある方は所得税の控除対象になりませんが、退職所得を除くと500万円以下となる場合は、 地方税の控除対象となります。地方税の控除に該当する場合は「退職所得を除くと要件に該当する」にチェックしてください。

※2:他の方の同一生計配偶者・扶養親族になっておらず、受給者本人と生計を一にする所得額48万円以下の子に限ります。 48万円を超える所得がある子は所得税の控除対象になりませんが、退職所得を除くと48万円以下となる場合は、 地方税の控除対象となります。地方税の控除に該当する場合は「退職所得を除くと要件に該当する」にチェックしてください。

※3:住民票の続柄欄に「夫(未届)」「妻(未届)」、またはこれらと同様の記載がある場合を除きます。

「年間所得の見積額」の計算方法

所得の見積額は、収入から控除額等を差し引いたものです。

控除額は所得の種類ごとに計算方法が異なります。複数の収入がある方は、種類ごとの所得の見積額を計算し、その金額 を合計した額が所得金額となります。公的年金、給与以外の所得の計算方法等、詳しくは国税庁のホームページをご確認 いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

1. 収入が公的年金等の場合の計算方法

「その年に受け取る年金額(A)」-「公的年金等控除額」=「公的年金等にかかる雑所得の金額」

公的年金等とは、厚生年金保険、国民年金、共済組合、恩給、厚生年金基金、国民年金基金などです。 「受け取る年金額」とは、社会保険料などが控除される前の合計年金額です。障害年金、遺族年金は非課税所 得のため、所得の見積額には含みません。「公的年金等控除額」は年金以外の所得額、年齢、受け取る年金額 に応じて異なります。

●収入が公的年金等のみ、または公的年金等以外の所得が1,000万円以下である場合 の公的年金等控除額

年金を受け取る人の 年齢	その年に受け取る年金額(A)	公的年金等控除額		
65歳以上	330万円以下	110万円		
(昭和36年1月1日 以前生まれ)	330万円超 410万円以下	(A)×25% + 27万5千円		
65歳未満	130万円以下	60万円		
(昭和36年1月2日 以後生まれ)	130万円超 410万円以下	(A)×25% + 27万5千円		

●公的年金等以外の収入がある場合は、上記で計算した公的年金等の所得の見積額と、その他の収入の所得額を 合算した金額が年間所得の見積額となります(年金額が410万円を超える場合や、公的年金等以外に1,000万円 を超える所得がある場合の計算式は『日本年金機構ホームページ』等をご確認ください)。

2. 収入が給与の場合の計算方法

「給与の収入金額(B)」-「給与所得控除額」-「所得金額調整控除額」=「給与所得の金額」

(1)給与所得控除額

給与所得控除額は、下表のように給与の収入金額に応じて異なります。

給与の収入金額(B)	給与所得控除額	給与の収入金額(B)	給与所得控除額
162万5千円以下	55万円	360万円超 660万円以下	(B)×20% + 44万円
162万5千円超 180万円以下	(B)×40%- 10万円	660万円超 850万円以下	(B)×10% + 110万円
180万円超 360万円以下	(B)×30% + 8万円	850万円超	195万円

(2)所得金額調整控除額

下記①または②に該当する場合は、給与所得から「所得金額調整控除額」が控除されます。

①公的年金等所得と給与所得があり、合計した所得額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額 = 年金所得額^(※) + 給与所得控除後の給与等の額^(※)-10万円 ※10万円を超える場合は10万円

②給与収入が850万円を超え、以下のいずれかに該当する場合

・本人が特別障害者に該当する。

・特別障害者に該当する同一生計配偶者または扶養親族がいる。

・23歳未満の扶養親族がいる。

所得金額調整控除額 = (給与の収入金額^(※) - 850万円) × 10% ※1,000万円を超える場合は1,000万円

紙での申請について

老齢年金請求書は、郵送していただくか、窓口にご持参ください。 年金加入状況によって、提出先が異なります。詳細は以下をご確認ください。 ※電子申請により請求書を提出された場合、紙の請求書の提出は不要です。



窓口でのご相談・手続き(インターネット予約または電話予約)

年金事務所または街角の年金相談センターでのご相談・手続きは、予約相 談をご利用ください。

※ご予約の際は同封の「老齢年金請求書」などの基礎年金番号がわかるものをご用意ください。 ※本人以外の方が手続きする場合は、委任状と代理人ご自身の本人確認ができる書類が必要です。

【二次元コード】

【予約相談の申込方法】

①インターネット予約(詳細はホームページをご確認ください。)



【ネット予約の受付時間】

【検索またはURLを入力】

午前8:00~午後11:30 (十日を含む) ※ システムメンテナンスによる 停止を行うことがあります。



日本年金機構 予約相談

https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/soyo/

Q

②電話予約

表面記載の老齢年金請求者専用フリーダイヤルにおかけください。 ※ご相談を希望する日時と年金事務所等をお伝えください。 ※翌営業日以降の日時からご予約いただけます。



老齢年金請求書のご提出について

スマートフォンで老齢年金の請求手続きができるようになりました。

このリーフレットが同封されている方は、電子申請が可能です。 電子申請をご利用いただくには、年金の振込先を公金受取口座にする必要があります。 申請方法や事前にご準備いただくものについては、中面をご確認ください。▶▶

- ●老齢年金の請求手続きは誕生日の前日以降にお願いします。
- ●老齢基礎年金・老齢厚生年金の繰下げ請求手続きは、電子申請で行うことができません。 66歳以降に年金事務所または街角の年金相談センターの窓口等にて手続きをお願いします。
- ●パソコンからも手続きが可能です。スマートフォンなしで手続きするためには、マイナン バーカードの読取装置が必要です。





利用いただけます。なお、通話料定額プランの対象外となります。







ご自宅等で手続きができるため、窓口での相談は不要です

手続きの処理状況をスマートフォン等から確認できます

【二次元コード】



https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_rourei.html

0120-08-6001 (老齢年金請求者専用フリーダイヤル)

月曜日午前8:30~午後7:00 ※050から始まる電話番号からの発信は

(東京) <u>03</u>-6700-1165

※ 通常の通話料金がかかります。

第2土曜日 午前9:30 ~ 午後4:00 ※発信の際には、おかけ間違いに十分ご注意ください。

一般的な年金相談については、ねんきんダイヤル「0570-05-1165(ナビダイヤル)」もご利用いただ けます。ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は、全国どこからでも市内通話料金でご

老齢年金請求書の電子申請手順





お手続きには以下のパスワードが必要です

- マイナンバーカード受け取り時に設定したパスワード (数字4桁)
- 署名用電子証明書パスワード(英数字6桁~16桁)

◆事前に以下の設定が必要です。

電子申請には、事前に以下3つの設定を<u>すべて</u>行っていただく必要があります。 完了している場合は、右ページ 2 へお進みください。



マイナポータルの利用者登録/口座登録/ねんきんネットとの連携

1 マイナポータルの利用者登録 ※マイナポータルアプリのインストールが必要です。



- ① 公的年金等受給者の扶養親族等申告書を電子申請することができます。
- ② 公的年金等源泉徴収票を電子データで受け取り、e-Taxで確定申告ができます。
- ③各種通知書(年金振込通知書や年金額改定通知書等)の閲覧および再交付申請ができます。

2 老齢年金請求の電子申請 マイナポータルからねんきんネット マイナポータルにログインし、トップ画面を ステップ1 「おかね」までスクロールし、「年金」を選 択してください。 ②「年金の手続き」欄にある「年金を請求する方・ 年金を受給している方の手続き(ねんきんネッ ト)」を選択してください。 老齢年金の申請 届書を選択し、画面の案内に従い申請を 行ってください。 注意事項を確認し、事前確認事項(公金受取 状況等)に回答 氏名や住所等の確認及び電話番号の入力 ステップ (氏名や住所等はあらかじめ表示されています) 振込口座情報(公金受取口座)の入力 年金生活者支援給付金の請求 (要件に該当する方のみ画面が表示されます) 扶養親族等申告書の入力 (提出する方のみ入力してください) 申請内容の確認 電子署名 画面の案内に従って、ご自身で設定した署名用電子証明書 パスワード(英数字6桁~16桁)を入力してください。 ステップ3 スマートフォンの裏面にマイナンバーカードをかざして読み取って ください。 老齢年金の申請が完了!

- 電子申請した請求書の「受付・返戻等の処理 と」から確認することができます。
- 年金請求の審査結果は、受付日から1か月程 お知らせします。

こログイン					
 (1) ≡ ₹17#-\$n 	¢	2	年金		
<u>€</u> おかえりな	こ さい		年金記錄	录の確認	
2 <i>bt</i>	:L 🕫		ねんきんネッ	トで年金記録を確認する 🛛	
	<u> を 限 定 </u>		年金の手	F続き	
おかね <u>命</u> 公金受取口座	>		国民年金に加 手続き	入する方・加入中の方の 、	
年金	>		年金を請求す る方の手続き	る方・年金を受給してい (ねんきんネット)	
申請空フォ	- 44				
「晴元」よ	で約15分	· !			
申請画面					
	≡ 8	産 ねん	きんネッ	ь Э	
	×==- 8			ログアウト	
	注意事項	事前確認	8	基本情報	
	口座情報	支援給付	İ金 ►	扶養申告書	
	内容確認	電子署名	•	申請完了	
	🥑 老齢年金を請求する(基本情報確認・登録)				
基本情報					
以下の基本情報をご確認ください。					
氏石、任所を修止する場合は、修止不タンを押し、人力してく ださい。					
	項目名		申請内	容	
	基礎年金番号	1234-5	67890		
	氏名	年金	太郎	ピュ	



● 電子申請した請求書の「受付・返戻等の処理状況」は、マイナポータルトップ画面下の「やるこ

● 年金請求の審査結果は、受付日から1か月程度で郵送する「年金証書・年金決定通知書」により



https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshisofu_kojin.html





ー・ビック 電子送付しない 「公的年金等の源泉徹収票」

電子送付する 電子送付しない



○持ち主のわからない年金記録も検索できます。 (亡くなられた方の記録も含みます)

検索

ねんきんネットの操作にお困りの場合 ※マイナポータルに関する内容については、マイナポータルの「よくあるご質問」

0570-058-555

と

受付時間

ナビダイヤル。

■詳しくは「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット

https://www.nenkin.go.jp/n_net/

月曜日 :午前8時30分~午後7時00分 火曜日~金曜日:午前8時30分~午後5時15分 第2土曜日 :午前9時30分~午後4時00分 ※休日、祝日(第2土曜日は除く)、12月29日~1月3日はご利用いただけません。

050から始まる電話で

おかけになる場合は 03-6700-1144







) 電子送付しない

電子送付する 電子送付しない



を参照してください。

ナビダイヤル。

受付時間

20570-058-555

ねんきんネット 検索

https://www.nenkin.go.jp/n_net/

■詳しくは「ねんきんネット」で検索

月曜日 :午前8時30分~午後7時00分 火曜日~金曜日:午前8時30分~午後5時15分 :午前9時30分~午後4時00分 第2土曜日 ※休日、祝日(第2土曜日は除く)、12月29日~1月3日はご利用いただけません。

050から始まる電話で

おかけになる場合は 03-6700-1144